

携帯端末用スタンド事件



本件発明と被告製品との違い

本件発明

➡ 凸部を付勢する「金属製の圧縮コイルばね」

被告製品

➡ 凸部を付勢する「金属製の板ばね」

争点 ➡ 均等侵害の成否

被告製品は、本件発明と均等なものとして、
特許権の技術的範囲に属するか？

フェーズⅠ（日本法：技術説明会方式での審理）



技術説明会

口頭でのプレゼン・議論

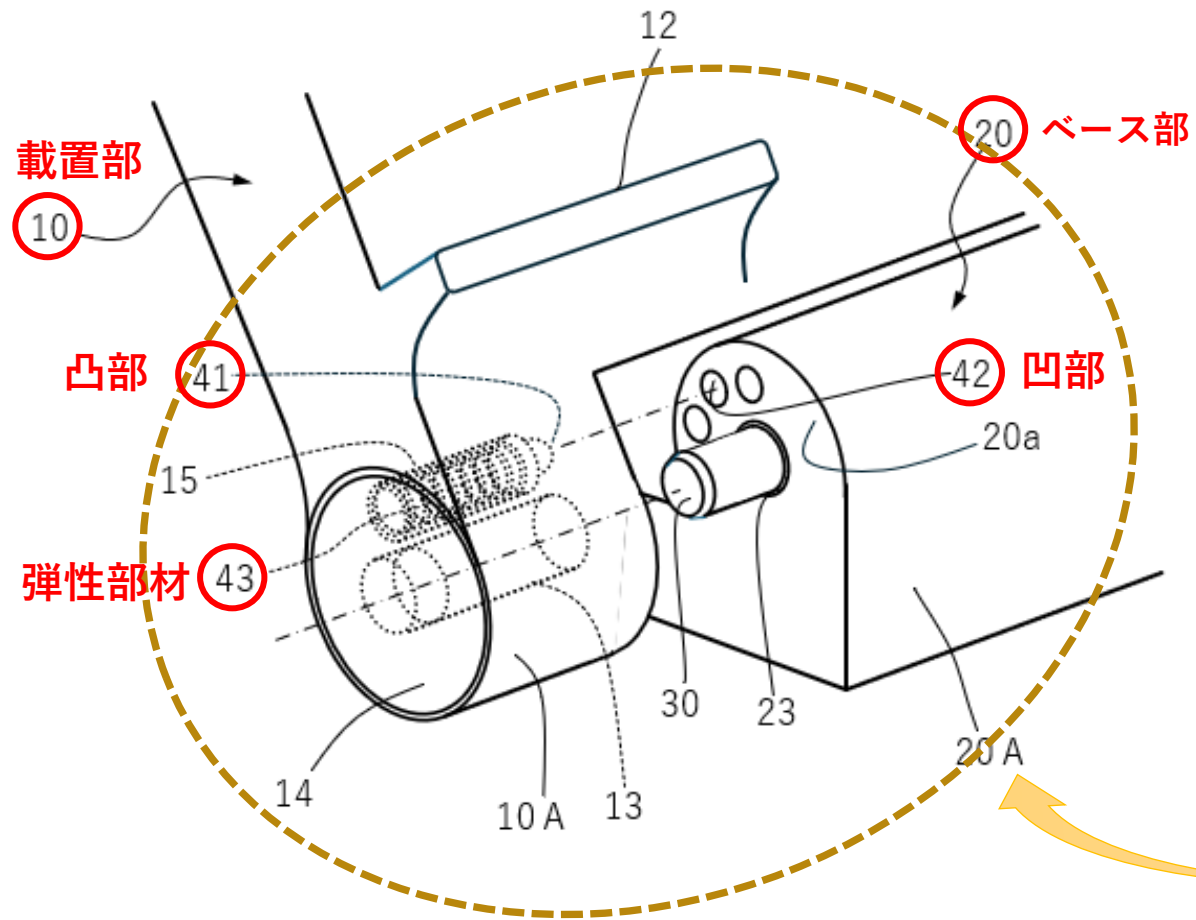
裁判官・裁判所調査官・専門委員が関与
（今回は裁判官と調査官のみ）

手続の流れ

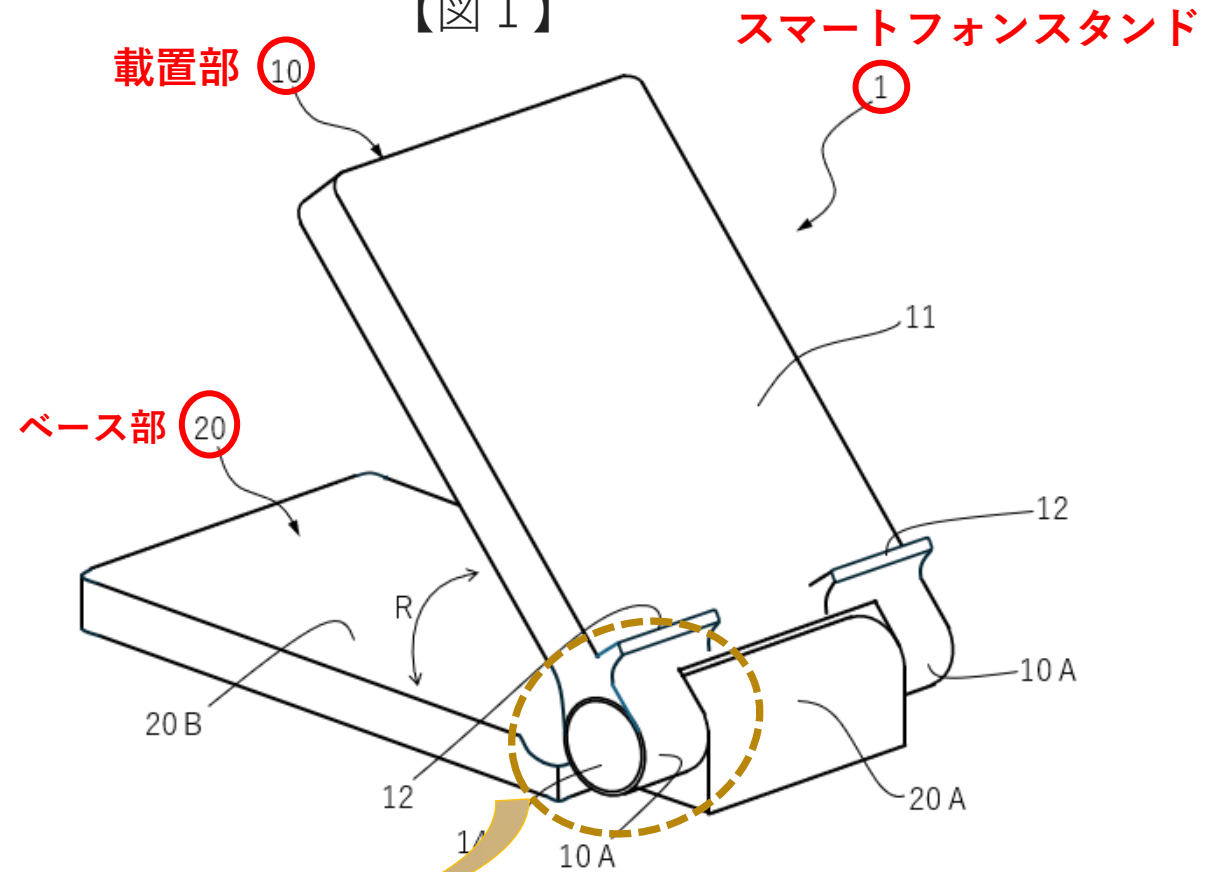
- ① 原告プレゼンテーション（15分）
- ② 被告プレゼンテーション（15分）
- ③ 裁判所（裁判官・調査官）からの質問等（10分）

本件発明 ～携帯端末用スタンド～

【図2】 連結部分



【図1】



作用効果

ベース部に複数の凹部、載置部に凹部に嵌合する凸部を有し、凸部を付勢する金属製圧縮コイルばねを利用することで、

- ✓カチッとクリック感をもって固定
- ✓経年劣化による保持力の低下がない
- ✓強固で安定した角度保持機能を発揮し続ける

本件発明 ～特許請求の範囲～

A

携帯端末を載置する載置部と、ヒンジ軸を介して前記載置部が回動自在に連結されるベース部と、を備える携帯端末用スタンドであって、

B

ヒンジ軸の周りに沿って前記ベース部に形成された複数の凹部と、

C

載置部側から突出し、所定位置で前記凹部に嵌合する凸部と、

D

前記凸部を付勢する弾性部材と、を有する、

D'

前記凸部を付勢する金属製の圧縮コイルばねと、を有する、

E

ことを特徴とする携帯端末用スタンド。

出願時

補正後

補正時の意見書

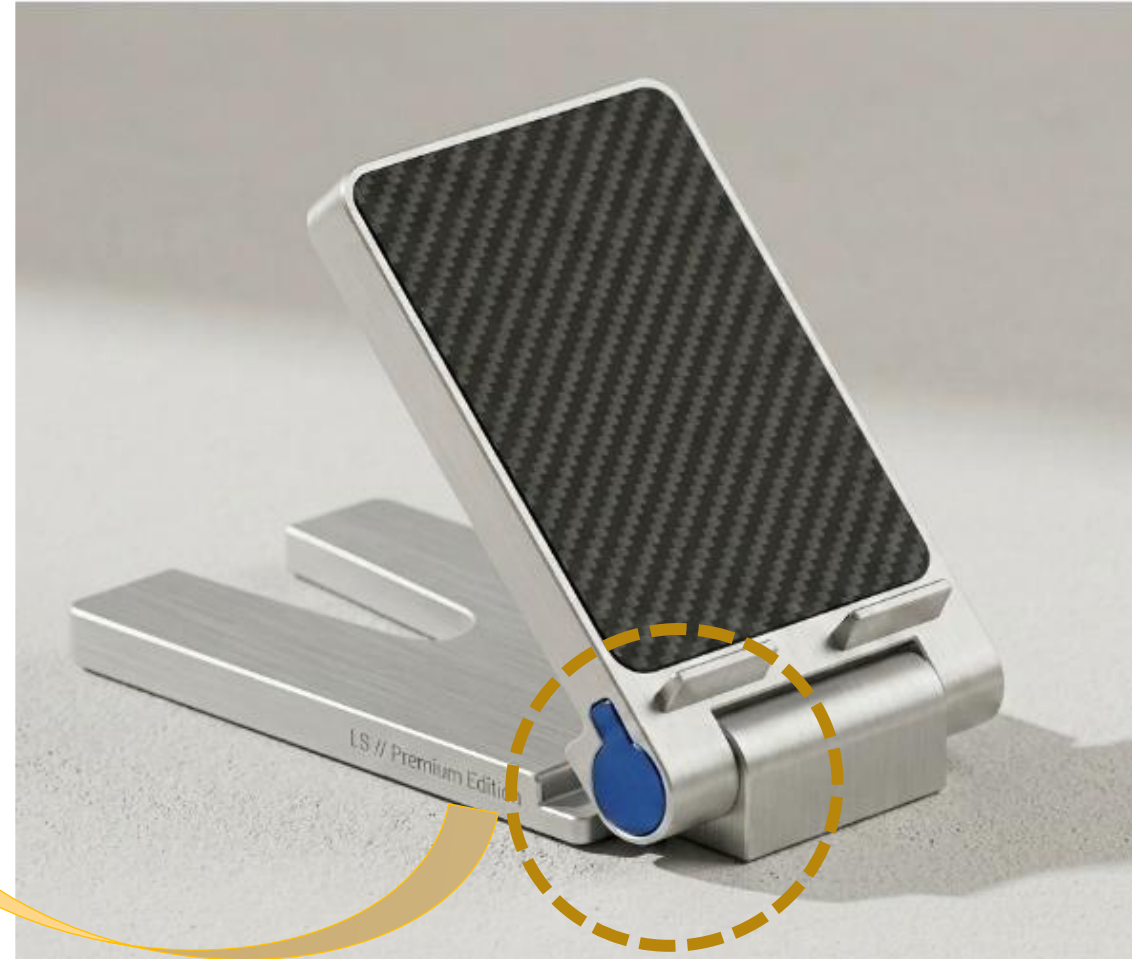
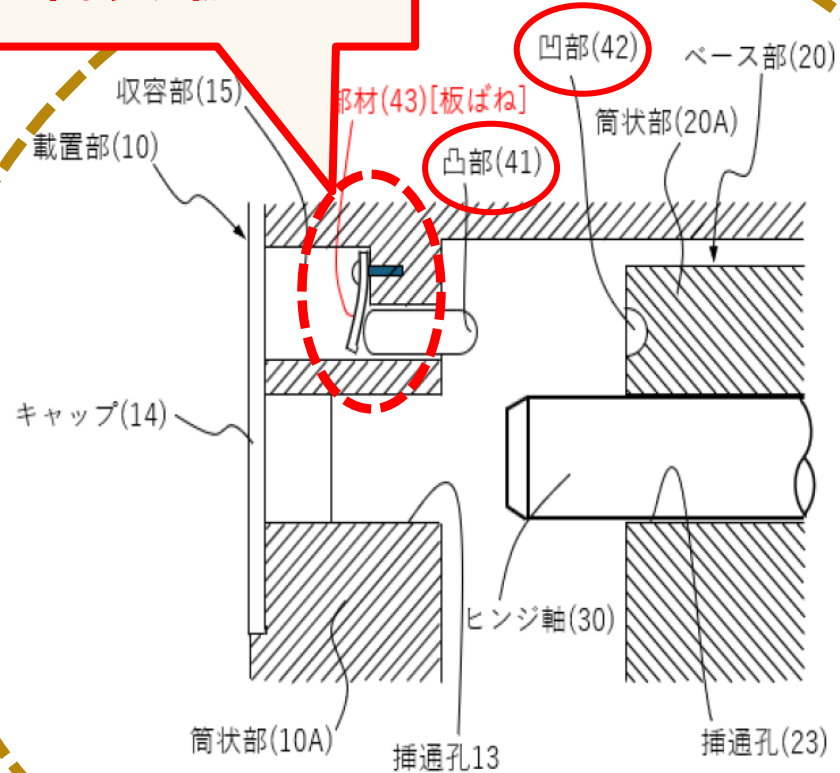
引用文献1記載の発明のゴム製ストッパーは、経年劣化し、明確なクリック感もない。

本願発明は、金属製のばねの機械的メカニズムを利用

引用文献1（ゴム製ストッパー）
を除外する補正

被告製品説明書より抜粋

金属製 板ばね



唯一の相違点：圧縮コイルばね vs 板ばね（いずれも金属製ばね）

D'

前記凸部を付勢する金属製の圧縮コイルばねと、を有する、

唯一の異なる部分：圧縮コイルばね vs 板ばね（いずれも金属製ばね）

1998年ボールスプライン事件最高裁判決の均等5要件

- ①異なる部分が特許発明の**本質的部分ではない** ⇒ 争点
- ②異なる部分を対象製品に**置き換えても同一の作用効果**を奏する ⇒ 争いなし
- ③対象製品製造時において当該**置き換えることが容易に想到**できる ⇒ 争いなし
- ④対象製品が特許出願時における公知技術と**同一又は容易に推考できない** ⇒ 争いなし
- ⑤特許出願手続きにおいて特許請求の範囲から**意識的に除外したなどの特段の事情がない** ⇒ 争点

均等侵害第1要件：非本質的部分

特許発明における本質的部分とは、

当該特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分（2016年マキサカルシトル知財高裁大合議判決）

従来技術（段落【0004】）

- ・ 摺動箇所が**摩擦力**によって角度に保持
- ・ ヒンジ連結部に**ゴム製ストッパー**を介在させ、**弾力**により角度保持

発明が解決しようとする課題（段落【0006】）

- ・ 摺動箇所が**摩耗**し、**摩擦力喪失**
- ・ **ゴム素材特有の経年劣化**により**弾力喪失**
⇒ 角度保持できなくなる

ゴム製ストッパー
(従来技術)

技術的思想を構成する特徴的部分
(段落【0008】以下)

金属製のばねの反発という機械的なメカニズムを利用して凸部を付勢
⇒ かかる構成により、摩耗や経年劣化による保持力低下という課題を解決

金属製 圧縮コイルばね

金属製 板ばね
(被告製品)

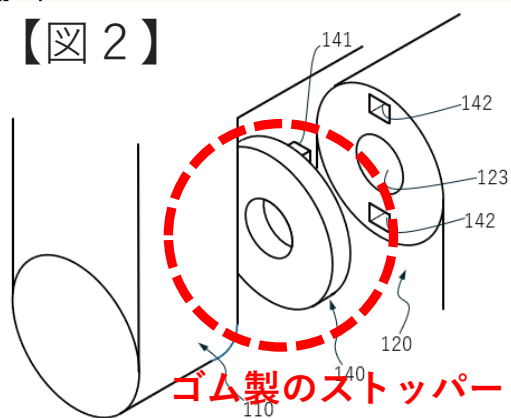
均等侵害第5要件：意識的除外でないこと

意識的に除外したという特段の事情とは、
客観的、外形的にみて、対象製品等に係る構成が特許請求の範囲に記載された構成を代替すると認識しながらあえて特許請求の範囲に記載しなかった旨を表示していたといえるとき（2017年マキサカルシトール最高裁判決）

引用文献1

「載置部110とベース部120との間に、載置部110を適宜の角度で保持するための**ゴム製のストッパー140**が配されている」

【図2】



補正時の意見書

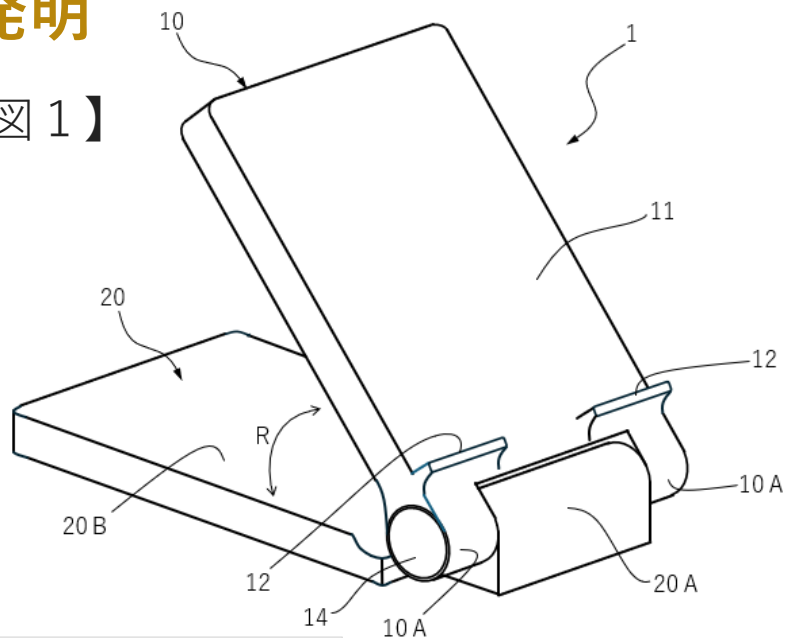
「引用文献1記載の発明の**ゴム製ストッパーは、経年劣化し、明確なクリック感もない。**
本願発明は、**金属製の圧縮コイルばねの線形的な圧縮・反発という機械的メカニズムを利用する点で相違する。**」



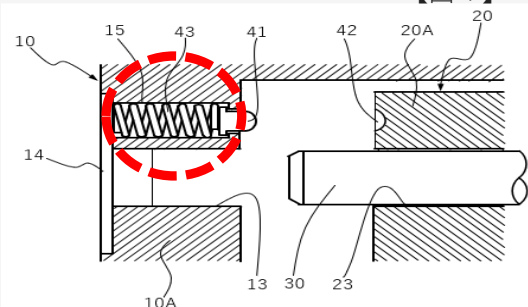
- ✓ 除外したのは、引用文献1に記載された**ゴム製のストッパー**
- ✓ **金属製のばねの反発という機械的なメカニズム**を利用する構成を本件発明と説明している
- ✓ そもそも、当時、板ばねへの置換は容易想到ではなかったものであり、意識的に除外などしていない

本件発明

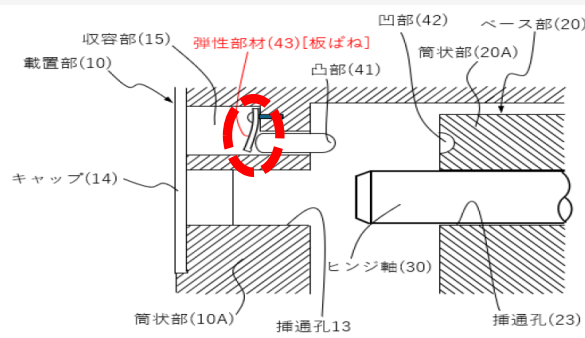
【図1】



【図4】

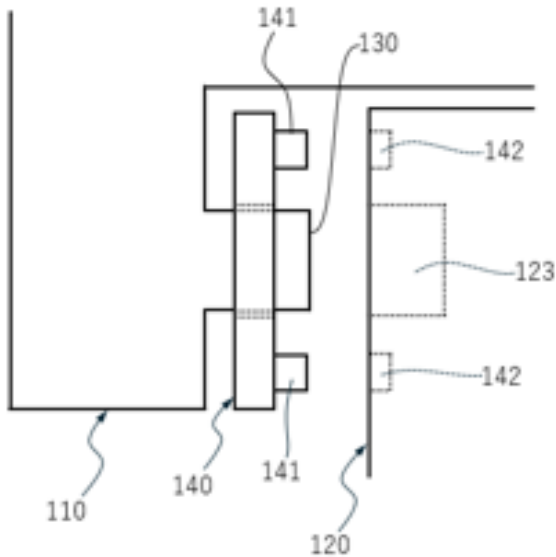
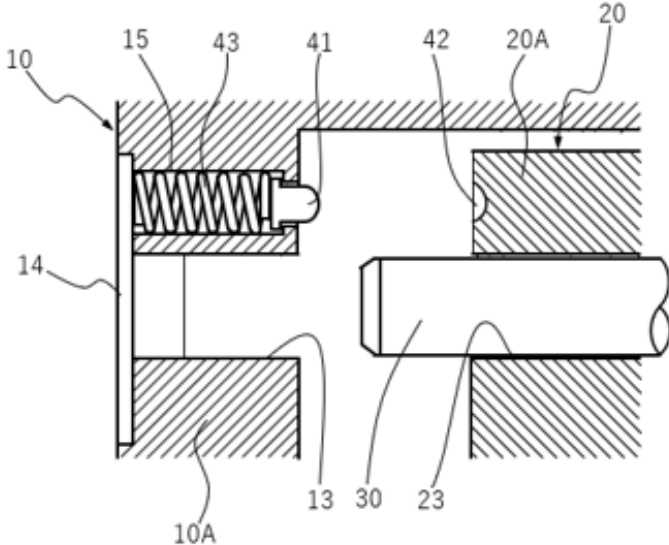
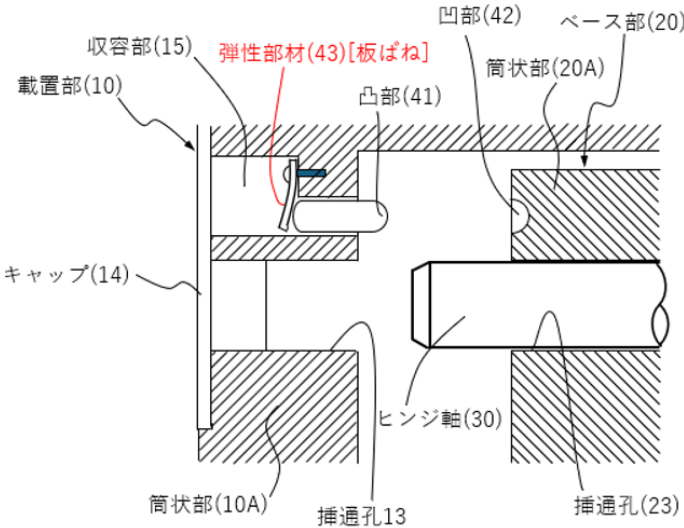


被告製品



被告製品は、本件発明と均等なものとして、その技術的範囲に属する
⇒ 差止め及び損害賠償が認められるべき

角度保持機構の比較

	従来技術	本件発明	被告製品
機構図	〔図3〕 	〔図4〕 	
付勢のための弾性部材	ゴム	金属製圧縮コイルばね	金属製板ばね
構成要件 D' (特許請求の範囲)	—	前記凸部を付勢する 金属製の圧縮コイルばねと、を有する	前記凸部を付勢する 金属製の板ばねと、を有する

文言侵害は不成立

相違部分が特許発明の本質的部分でないこと（ボールスプライン事件最判）

根拠

本質的部分において異なっているのであれば、別の技術的思想というべきだから

「本質的部分」とは？

従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分（2016年知財高裁大合議判決）

根拠

発明の実質的価値は、従来技術に見られない特有の技術的思想に基づく解決手段を、具体的な構成をもって社会に開示した点にあるから



課題解決において、従来技術と比較した貢献の程度が小さい場合
⇒クレームの文言を超えて例外的に保護の範囲を拡大する必要はない



本質的部分
≡ クレーム文言と同義

【均等侵害第1要件】

本件明細書の検討

本件発明の課題

「部材の摩耗や素材の経年劣化による保持力の低下がなく、強固で安定した角度保持機能を発揮すること」【0007】

課題解決の手段

従来技術

凸部を**ゴム**で付勢



本件明細書で開示された技術的思想

凸部を**弾性部材**で付勢

【従来技術と比較した本件発明の貢献】

= 弾性部材の実施例として「金属製の圧縮コイルばね」を特定した点のみ

∴ どのような「弾性部材」によれば課題が解決されるかについての技術的思想の開示は、これ以外に一切なし

➡ 本質的部分 = 「金属製の圧縮コイルばね」であり、保護の範囲をクレーム文言から拡大すべき必要性はなし



構成の相違部分

本件発明

金属製の圧縮コイルばね：軸方向に圧縮されることで付勢

被告製品

金属製の板ばね：曲げ応力によって付勢

▶ 本質的部分において相違

均等侵害の第1要件非充足

ボールスライン事件最判

クレームから意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情がないこと

根拠

禁反言の法理

特段の事情の有無はどうやって判断するか？



マキサカルシートル事件最判

H29
最

意識的除外等の特段の事情が客観的、外形的に認められるか
(特許出願時にクレームに記載していなかった場合)

※審査過程における減縮補正の場合はどう考えるか諸見解あり

根拠

先願主義の下での出願人の利益と
第三者の表示に対する信頼の調整

【均等侵害第5要件】

本件明細書及び審査経過の検討

明細書：「弾性部材」によって付勢 ← 「弾性部材」に限定なし = 様々なゴムや金属製板ばね等も含まれる

当初クレーム

弾性部材

ゴム製、金属製、樹脂製、合成材料製、圧縮コイルばね、ガスばね、空気ばね、板ばね（ドーム型板ばね、ゼンマイ型板ばねを含む）、etc.

例えば、「金属製板ばね」といっても、ドーム型板ばね（非線形的ふるまい）等の多様性があり、「線形的な圧縮・反発」という機械的メカニズムを一律に有するものではない

（拒絶理由通知）

引用文献1記載の発明も「弾性部材」で付勢しているので新規性違反

「本願発明は、金属製の圧縮コイルばねの線形的な圧縮・反発という機械的メカニズムを利用する」（出願人意見書）

補正クレーム

金属製圧縮コイルばね

「線形的な圧縮・反発という機械的メカニズム」という特徴がある「金属製圧縮コイルばね」以外は補正において意識的に除外

均等侵害の第5要件非充足

裁判所調査官からの質問



Mr. Tsukuba, Research Official

ばねのメカニズムの違い

本件発明の「圧縮コイルばね」

➡ 軸方向に直線圧縮される（圧縮応力）

被告製品の「板ばね」

➡ 弓なりにたわむ（曲げ応力）

発明の本質的特徴への影響は？

裁判官からの質問！



Mr. Rai, High Court Judge

本件発明が解決しようとした課題

明細書に記載された「摩擦力やゴム素材の経年劣化による保持力の低下」



本件発明の実質的価値は、「金属ばねを利用した安定保持機構」にあるのでは？

裁判官からの質問2



Ms. Maseki, High Court Judge

減縮補正と意識的除外

出願手続において「弾性部材」を「金属製のコイルばね」にあえて減縮補正



客観的・外形的にみて、それ以外の構成（板ばねを含む）は除外されたと評価されるのでは？

携帯端末用スタンド事件



本件発明と被告製品との違い

本件発明

➡ 凸部を付勢する「金属製の圧縮コイルばね」

被告製品

➡ 凸部を付勢する「金属製の板ばね」

争点 ➡ 均等侵害の成否

被告製品は、本件発明と均等なものとして、
特許権の技術的範囲に属するか？